

第5章 障がい福祉サービス等の実績と見込み（活動指標）

「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」における障がい福祉サービス等の目標量について、利用実績と本市で必要とされるサービス量を見込み、サービス提供体制が確保できるよう努めます。

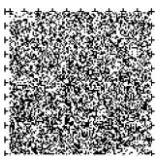
1. 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

名 称	内 容
居宅介護	自宅での食事、入浴、排せつ等の身体介護や、買い物、調理等の家事援助、通院介助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由があり、常時介護を必要とする人に、食事、入浴、排せつ等の介護及び外出時における移動介護などを総合的に行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより、行動に著しい困難がある人が外出する際に、危険を回避するために必要な支援や、移動の介護を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供（代筆・代読含む）、移動の援護その他外出に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	知的障がい又は精神障がいにより、行動に著しい困難がある人、常時介護を必要とする四肢麻痺又は寝たきり状態で意思疎通が難しい人に、訪問系サービス、自立生活援助等を包括的に提供します。

●現状と課題

地域移行の推進に伴い、訪問系サービスの利用量は年々増加しており、今後も利用者・利用時間の増加が見込まれます。しかし、事業所アンケートにおいても、「職員の確保が難しい」「職員の資質向上を図ることが難しい」などの回答も多量中、市内のサービス提供事業所は減少傾向にあり、地域におけるサービス提供体制は十分とは言えません。



●実績

項目	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績 見込
訪問系サービス	時間	2,085	2,174	2,277	2,561	2,496	3,848
	人	87	99	90	109	93	124

※月当たりの平均値

●見込み量

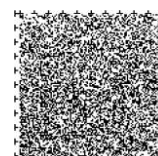
項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間	2,400	2,600	2,800
	人	120	130	140
重度訪問介護	時間	1,623	1,813	2,003
	人	6	7	8
行動援護	時間	130	156	182
	人	5	6	7
同行援護	時間	75	82	90
	人	5	5	6
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0
	人	0	0	0

※月当たりの平均値（個々のサービスとしての指標は初）

●施策の方針及び具体的な方策

地域におけるサービス提供体制は十分とは言えない中、今後の地域移行の推進に伴いサービス量の増加が見込まれることや、新たなサービス利用者が出てくることを想定しながら、必要とされるサービス量を見込み、相談支援事業所やサービス事業者との連携を図りながら、サービス提供体制の充足に努めます。

また、介護保険優先の原則に則り、介護保険制度によりニーズに沿ったサービスを受けられる方に対して、関係部署と連携し、制度切り替え時の円滑な移行をご案内することで、必要な支援が途切れないようにします。

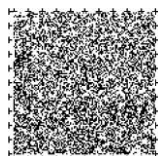


(2) 日中活動系サービスおよび短期入所

名 称	内 容
生活介護	日中における食事、排せつ等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションや、生活等に関する相談、助言等を行います。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活を営むため、食事、入浴、排せつ等に関する訓練、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。
就労移行支援	就職を目指す人に対し、事業所における作業や、企業における実習、適性にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。
就労継続支援 (A型)	雇用契約に基づいて就労の機会を提供するとともに、知識、能力向上のため必要な訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに、知識、能力向上のために必要な訓練を行います。(雇用契約は結びません。)
就労選択支援【新設】	就労能力や適性を客観的に評価するとともに本人の強みや課題を明らかにし、就労に当たって必要な支援や配慮を整理し、事業者等との連絡調整を行い、本人の就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労定着支援	一般就労に移行した人の就労の継続を図るため、企業、自宅等への訪問により、日常生活や社会生活を営む上での課題解決に向けて、連絡調整や指導、助言等の必要な支援を行います。
療養介護	長期入院による医療的ケアと常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気等の場合に、夜間も含め短期間、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。医療型はサービスと併せて治療を行います。

●現状と課題

就労継続支援 (B型) は増加傾向にありますが、その他のサービスは横ばいか減少傾向にあります。

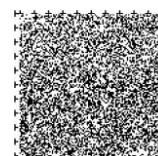


就労移行支援については2年の利用期間が定められているため、利用者数が増加せず、市内の事業所がなくなっています。事業所アンケートにおいても、現在不足しているサービスとして就労移行支援の回答が多い状況となっており、関係団体ヒアリングにおいても、事業所が一か所もないことや、利用期間に限りがあることへの不安の声が聞かれました。就労を目指したい人が必要なサービスを利用できるよう、支援体制の確保が必要です。

●実績

項目	市内 事業 所数	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			見込	実績	見込	実績	見込	実績 見込
生活介護	8	日	2,661	2,705	2,714	2,654	2,769	2,599
		人	132	133	135	133	137	132
自立訓練 (機能訓練)	0	日	45	36	45	51	45	78
		人	4	2	4	3	4	4
自立訓練 (生活訓練)	1	日	178	41	178	30	178	27
		人	11	3	11	2	11	2
就労移行支援	0	日	482	271	499	274	515	332
		人	29	18	30	19	31	22
就労継続支援 (A型)	5	日	1,370	1,568	1,411	1,435	1,453	1,467
		人	67	79	69	74	70	75
就労継続支援 (B型)	9	日	2,526	2,539	2,879	2,757	3,282	3,059
		人	137	141	157	156	179	175
療養介護	0	人	12	11	12	12	12	11
短期入所 (福祉型)	5	日	116	67	116	66	116	94
		人	16	11	16	11	16	14
短期入所 (医療型)	0	日	20	5	20	3	20	3
		人	7	2	7	1	7	2
就労定着支援	1	人	3	8	5	12	7	15

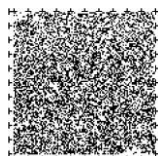
※月当たりの平均値



●見込み量

項目	市内事業所数	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	9	日	2,660	2,680	2,700
		人	133	134	135
うち重度障がい者	4	日	60	80	100
		人	3	4	5
自立訓練 (機能訓練)	1	日	78	88	98
		人	4	4	5
自立訓練 (生活訓練)	1	日	30	30	30
		人	2	2	2
就労移行支援	1	日	345	360	390
		人	23	24	26
就労継続支援 (A型)	7	日	1,505	1,521	1,541
		人	76	78	79
就労継続支援 (B型)	9	日	3,420	3,690	3,960
		人	190	205	220
就労選択支援 【新設】	1	日	0	0	10
		人	0	0	1
療養介護	0	人	11	12	12
短期入所 (福祉型)	6	日	94	98	105
		人	14	14	15
短期入所 (医療型)	1	日	3	4	5
		人	2	2	2
就労定着支援	1	人	18	21	24

※月当たりの平均値



●施策の方針及び具体的な方策

窓口での相談時などにおいて、広く情報がいきわたるように努め、サービスを必要とする全ての人に提供できるよう支援体制の確保に努めます。

また、就労移行支援事業所の設置に向けて取り組むとともに、就労選択支援も新設されていますので、就労系サービスの情報提供と啓発活動を行い、サービス利用者の一般就労へつながるよう努めます。併せて市内の就労系サービス事業所と連携を深めながら定着支援を進めていきます。

市内の各事業所に対する国や県の補助金や研修等の周知を行い、サービス提供体制の充実を図ることで、必要な見込み量の確保を図ります。

(3) 居住系サービス

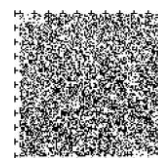
名 称	内 容
自立生活援助	施設等から一人暮らしに移行した人に対し、定期的に居宅を訪問し、日常生活における課題等の確認を行い、必要な助言や、医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、夜間や休日において相談や日常生活上の援助を行います。また、日中サービス支援型は、24時間の支援体制を確保し、相談や家事等の日常生活上の援助と入浴等の介護を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に対し、夜間や休日における食事、入浴、排せつ等の介護を行います。

●現状と課題

自立生活援助は現在まで利用がありませんが、今後支援が必要な方の利用につなげていく必要があります。共同生活援助については、地域生活への移行を進める方針とともに増加傾向にあり、今後も増加が見込まれます。

事業所アンケートでも不足しているサービスとして共同生活援助の回答も多い中、行動障がいに対応できる事業所も不足しており、支援を必要とする方の利用につながらない現状があります。

潜在的なものも含め、利用者の希望に沿った支援ができるよう、今後、サービス提供量だけでなく、質の向上・人材の確保が求められています。



●実績

項目	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
自立生活援助	人	3	0	3	0	3	0
共同生活援助	人	53	73	59	90	65	104
施設入所支援	人	85	98	84	97	83	98

※年当たりの実利用人数

●見込み量

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	1	1	1
共同生活援助	人	120	136	152
うち重度障がい者	人	3	4	5
施設入所支援	人	93	89	86

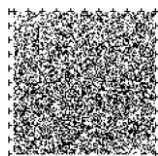
※年当たりの実利用人数

●施策の方針及び具体的な方策

相談支援事業所と連携しながら、地域生活への移行の推進に努め、施設入所から地域生活へ移行する場合、どのような支援があるのかについて情報提供を行います。また、共同生活援助（グループホーム）の空き状況を適宜把握しながら充足に努めるとともに、研修等を通じ、専門的な人材の確保に取り組みます。

（４）相談支援

名称	内容
計画相談支援	障がい福祉サービス等を利用する人の相談や、利用計画作成、見直しを行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けて支援を行います。
地域移行支援	福祉施設に入所している人や精神科に入院している人が、地域生活に移行する際に必要な住宅確保やサービス利用など、地域で暮らしていくための相談や支援を行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている人に対し、夜間も含め常時の連絡体制を確保し、緊急時における相談その他必要な支援を行います。



●現状と課題

利用者は今後も増加が見込まれる一方、相談支援専門員は不足しています。

関係機関からの「相談員一人当たりの担当件数や業務量が膨大で、利用者を待たせている状態にある」「抱えすぎて丁寧な関わりがおろそかになりがち」との意見や、関係団体ヒアリングにおいても「相談員が忙しいため、相談してもなかなか返事がこない」「基幹相談支援センターと相談支援事業所との明確な役割分担が必要」との利用者の声があり、相談支援専門員の確保が喫緊の課題となっています。

●実績

項目	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
計画相談支援	人	480	523	504	545	516	577
地域相談支援 (地域移行支援)	人	1	0	1	1	1	1
地域相談支援 (地域定着支援)	人	1	0	1	0	1	2

※年当たりの実利用人数

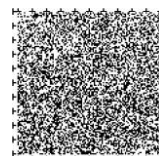
●見込み量

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	609	641	673
地域相談支援 (地域移行支援)	人	1	1	1
地域相談支援 (地域定着支援)	人	2	2	2

※年当たりの実利用人数

●施策の方針及び具体的な方策

障がい種別に関わらず、本人の状況に応じたサービスが利用できるよう、地域の相談支援の質の向上に取り組みます。また、基幹相談支援センターが、地域の計画相談支援事業所に対する必要な情報の提供や助言といった役割を果たせるよう、相談支援体制づくりを進めるとともに、相談支援を通じて適切なサービス利用ができるよう、事業所・医療機関のネットワークを強化します。



引き続き指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の新規開設や相談支援専門員の増員等、事業所や人材の確保ができるように関係機関への働きかけを行っていくとともに、国・県からの情報を積極的に周知していきます。

自立支援協議会と連携し、ネットワーク会議や部会活動を充実させながら、事業所間の連携を強化していきます。

(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

●現状と課題

小郡市では精神障がい者の人数は年々増加しており、地域の一員として暮らしていけるためにも地域包括ケアシステムの構築を推進し、支援体制を強化していく必要があります。

●実績

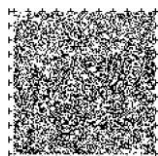
項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績 見込
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1	0	1	0	1	1
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1	0	1	0	1	2

※年当たりの実利用人数

●見込み

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	2	2	2
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	55	58	60
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1	1	1
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)の利用者数	1	1	1

※年当たりの実利用人数



●施策の方針及び具体的な方策

精神障がい者の地域生活を支援するために、差別や偏見なく共生できる包括的な社会構築に向けて、広報誌やホームページ等を利用した精神障がい者への理解啓発に努めます。

また、自立支援協議会を通じた関係機関の連携強化や必要な障害福祉サービスの利用促進に努めます。

2. 地域生活支援事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

●現状と課題

関係団体ヒアリングにおいて「積極的に啓発を行ってほしい。障がいをテーマにしたイベントなどを実施してほしい」との意見がでています。

また、障がい児の保護者からの意見として、「多様な障害の種類や特性の違いの理解啓発に取り組んでもらいたい」「心の教育に力を入れてほしい」「障がいがあるといってもみんな同じ障がいではないし、必要な支援も一人ひとり違うので、まずは障がいについて知ってほしい」との声もあります。

多様な障がいの種類や特性の違いについてさらに市民の理解が深まるよう、啓発や交流ができる機会づくりに努めます。

●実績

令和3年度		令和4年度		令和5年度	
見込	実績	見込	実績	見込	実績
有	無	有	無	有	有

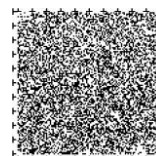
●見込み

令和6年度	令和7年度	令和8年度
有	有	有

●施策の方針及び具体的な方策

講演会や障がい特性の理解につながる情報発信を行い、少しでも多くの人の障がい者・児への理解が深まるよう努めます。

また、イベントや地域の行事等を通じて、地域住民と障がい者・児との交流活動ができるよう理解促進を進めます。



(2) 自発的活動支援事業

●現状と課題

小郡市では、学校の長期休暇期間に、ボランティアの育成を目的とした「障がい児スクール」を実施しています。障がい児との交流を通じたボランティア育成はもちろん、ボランティアを経験した学生が、障がい福祉分野へ就職するなど、福祉人材の確保、育成にもつながっています。

●実績

令和3年度		令和4年度		令和5年度	
見込	実績	見込	実績	見込	実績
有	有	有	有	有	有

●見込み

令和6年度	令和7年度	令和8年度
有	有	有

●施策の方針及び具体的な方策

障がい者・児が身近な地域で安心して活動できるよう、地域の団体等が自発的に行う活動について引き続き支援をしていきます。

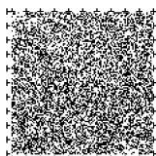
また、今後も「障がい児スクール」でボランティアを募り、障がい児との交流や理解促進の場の提供を行うことで、ボランティア活動を支援していきます。

(3) 相談支援事業

●現状と課題

関係団体ヒアリングにおいて次のような不安の声が多数ありました。

「重度障がい者が安心して過ごせる場所がない」「各移行期における計画相談員と学校等の情報提供や共有が不足している」「市は乳幼児健診等で気になる子を早期発見というが、その後のフォローが整っていない」「健診後に同じ月齢の発達気になる子どもをもつ親と交流できる場が欲しい」「障害児の他の兄弟に対する支援の場が不足している」「放デイも重度だと断られる」「災害時の緊急時の受け入れ先が不安」「障がい者本人が支援を拒否するとうまくい



かない。孤立感を感じる」「障がい者の親は積極的に情報を収集しなければ必要な情報が得られないのが現状」「卒業後は作業所以外に関りがなく、市内でのつながりが無い」「基幹相談が1か所しかない。相談支援事業所の相談員も忙しいため、相談してもなかなか対応が難しい時がある」

また、当事者向けアンケートにおいても「自分の特性を分かってもらえない」「災害時にトイレが使えないのが困る」「公園で遊べない」「道路が凸凹で車椅子が使いにくい」など普段の生活や将来についての不安、悩みがあるとの声が多数ありました。

●実績

項目	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
相談支援事業	箇所	7	8	7	9	7	10
基幹相談支援センター 設置の有無		有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業実施の有無		有	有	有	有	有	有

●見込み

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業	箇所	10	11	12
基幹相談支援センター 設置の有無		有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業実施の有無		有	有	有

●施策の方針及び具体的な方策

気軽に不安や悩みを相談できる場所として、基幹相談支援センターの周知を行い、また、相談支援事業所の充足に努めます。



(4) 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

●現状と課題

成年後見制度についてのパンフレットの設置や、自立支援協議会で研修会を行うなど周知を行っています。市で実施する成年後見制度利用支援事業の利用は、令和3年度から令和5年度の各年1件ずつとなっています。今後も潜在的に利用が必要な方のためにも周知・支援を行う必要があります。

●実績

項目	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績 見込
成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	件	1	0	1	0	1	0

●見込み

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人	2	3	4
成年後見制度法人後見支援事業	件	2	3	4

●施策の方針及び具体的な方策

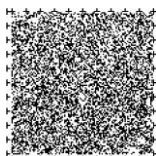
相談先として令和6年度中に成年後見中核機関を整備し、相談しやすい体制を整備していきます。

また、成年後見制度のしおりやホームページ等で情報提供を行い、市民だけでなく福祉施設・サービス事業所等にも広く周知を行っていきます。

(5) 意思疎通支援事業・手話奉仕員養成研修事業

●現状と課題

意思疎通支援について過去の実績をみると、令和2年度以降は利用人数はほぼ横ばいとなっています。関係団体ヒアリングでも、「コロナ禍ではマスク着用だと口元の動きが見えず苦勞した」「文章が苦手な人もいたので筆談だと不便に感じた」「目で見ることのできる看板が少なく情報があまり入らない」「手話のできる人が少ない」などの意見が出ていました。



●実績

項目	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
意思疎通支援事業	人	25	20	25	21	25	20
手話奉仕員養成 研修事業	人	15	12	15	12	15	9

●見込み

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業	人	25	25	25
手話奉仕員養成 研修事業	人	15	15	15

●施策の方針及び具体的な方策

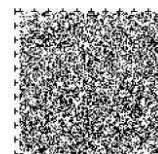
障害者差別解消法や障害者権利条約等により合理的な配慮として対応できる体制を維持し、今後も必要量の確保及び内容の充実に努めます。意思疎通支援事業の安定した提供のため、「手話奉仕員養成研修事業」として毎年度講座等を開催し、手話奉仕員の確保に努めます。ろうあ者の中には読み書きが苦手で筆談は不便と感じる方もいるため、今後も引き続き手話奉仕員養成研修を開催することにより、手話や聴覚障がいへの理解及び交流活動等の促進を図っていきます。また、必要な支援が途切れないよう、新型コロナウイルス感染症等の影響にも対応した遠隔手話通訳も実施します。

(6) 日常生活用具給付等事業

●現状と課題

令和3～5年度の実績及び実績見込みでは、年度によって大きな差は見られませんが、排せつ管理用具がやや増加しています。

令和4年度に内容を一部見直し、在宅療養等支援用具に「医療機器用バッテリー」を、情報・意思疎通支援用具に「暗所視支援眼鏡」を新たに給付対象として加えました。



●実績

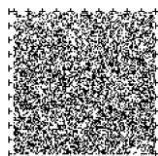
項目	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
介護・訓練 支援用具	件	4	5	4	2	4	1
自立生活 支援用具	件	8	5	8	9	8	11
在宅療養等 支援用具	件	5	7	5	5	5	7
情報・意思疎 通支援用具	件	30	41	30	40	30	35
排せつ管理 用具	件	1,000	1,036	1,000	1,227	1,000	1,200
居宅生活動作 補助用具	件	2	3	2	0	2	0

●見込み

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	3	3	3
自立生活支援用具	件	12	12	12
在宅療養等支援用具	件	7	7	7
情報・意思疎通 支援用具	件	40	40	40
排せつ管理用具	件	1,200	1,200	1,200
居宅生活動作 補助用具	件	1	1	1

●施策の方針及び具体的な方策

障がい者・児の在宅生活を支援するため、引き続き日常生活用具の給付を行い、必要に応じて内容を見直していきます。



(7) 移動支援事業

●現状と課題

「介助者がいない」、「周りの人に手助けを頼みにくい」等の悩みを抱える障がい者・児に向け、更なる周知が必要です。障がい者・児の社会参加を得る機会として、またその後の自立に向けて、支援の充実に努める必要があります。

●実績

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
実施箇所	47	50	47	53	47	54
実利用人数	55	51	55	47	55	48
延べ利用時間	3,500	3,219	3,800	4,019	4,000	4,400

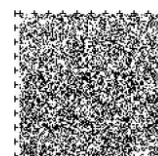
●見込み

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所	54	54	55
実利用人数	48	49	50
延べ利用時間	4,200	4,350	4,500

●施策の方針及び具体的な方策

障がい者・児の社会参加の促進に向けて支援の充実を行うとともに、相談窓口である基幹相談支援センターなどでも周知に努めます。

また、利用希望者が住み慣れた地域で自分に合った事業所を選択できるよう、市内事業者数の安定的な確保に努め利用しやすい状況を整えていきます。



(8) 地域活動支援センター事業

●現状と課題

新型コロナウイルス感染症や、日中活動のできる事業所の充実等により利用者が減少し、地域活動支援センターⅢ型は令和2年度で閉鎖となりました。

サポネットおごおりのⅠ型事業所については新型コロナウイルス感染症や、施設閉館日の増加等により利用者が減少していましたが、徐々に回復傾向にあります。オープンスペースについては減少傾向にありますが、多くの方がB型事業所へ行かれており、地域移行が進んでいる状況となっています。

●実績

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
実施箇所	2	2	2	1	2	1
実利用人数	290	149	290	187	290	260

●見込み

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所	1	1	1
実利用人数	280	300	320

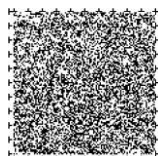
●施策の方針及び具体的な方策

今後も事業所が持つ機能を活かし、オープンスペースやレクリエーション活動など、障がいのある方やその家族、知人等が自由に利用・相談できるよう支援を継続します。

(9) 訪問入浴サービス事業

●現状と課題

令和4年度から実利用人数は5人となっており、今後も利用継続が予想されるため、十分な見込みを計画する必要があります。



●実績

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
実施箇所	6	5	6	5	6	6
実利用人数	3	4	3	5	3	5

●見込み

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所	6	7	7
実利用人数	5	5	5

●施策の方針及び具体的な方策

入浴が困難な障がい者・児のためにも引き続き事業を実施し、事業者の維持等に努めます。

(10) 日中一時支援事業

●現状と課題

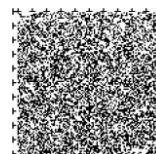
事業所は増加傾向にありますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、実利用者数は減少し、そのまま横ばいの傾向にあります。

●実績

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
実施箇所	33	34	34	35	35	35
実利用人数	24	16	25	15	26	17

●見込み

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所	35	35	35
実利用人数	17	18	19



●施策の方針及び具体的な方策

関係団体ヒアリングでは、「対象者だけではなく、家族など支える側の支援もしてほしい」との意見が聞かれました。障がい者・児を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを目的に実施し、対象者及びその家族への支援の充実に努めます。

また、障がい者・児の日中における活動の場を提供し、見守りや日常的な訓練等を行うよう努めます。

(11) 地域移行のための安心生活支援事業（地域生活支援拠点等）

●現状と課題

地域生活支援拠点等整備事業は、障がい者の重度化・高齢化や、「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築していくものです。

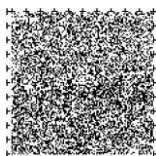
居住支援のための5つの機能として、以下のものがあります。

- ① 相談
- ② 体験の機会・場
- ③ 緊急時の受け入れ・対応
- ④ 専門的人材の確保・養成
- ⑤ 地域の体制づくり

小郡市においては、令和2年度に「面的整備型」の手法をとり、地域生活支援拠点を整備しました。現在は「①相談」「③緊急時の受け入れ・対応」「④専門的人材の確保・養成」「⑤地域の体制づくり」を行い、今後これらの機能を更に強化する必要があります。

●実績（令和6年2月時点）

項目	実数	延べ件数
総合的・専門的な相談支援	16	27
体験の機会・場	0	0
緊急時の受入・対応	2	8
専門的人材の確保・養成	5	13
地域の体制づくり	3	3



●見込み

項目	目標値（延べ）		
	令和6年	令和7年	令和8年
総合的・専門的な相談支援	40	50	60
体験の機会・場	10	15	20
緊急時の受入・対応	10	10	10
専門的人材の確保・養成	15	15	15
地域の体制づくり	10	10	10

●施策の方針及び具体的な方策

国の指針を踏まえ、地域生活支援拠点等の充実のため年1回以上の運用状況の検証および検討する場を設けます。

引き続き、地域生活支援拠点等の機能を確保して機能充実のため自立支援協議会と連携し、安定した障がい福祉サービスの提供が行えるよう、引き続き不足しているサービスの把握とその確保に努めます。

また、障がい児・者が安心して生活できる体制づくりのため、基幹相談支援センターと協力し研修会の企画・運営などを行って、人材育成を行っていきます。

（12）巡回支援専門員整備事業

●現状と課題

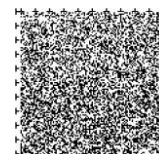
発達障がい等に関する知識を有する専門員が、小郡市内の保育所等を巡回し、職員や保護者に対し助言等を行っています。ケースに応じて、適切な支援につなぐことができるよう、関係機関との連携強化に努めていく必要があります。

●実績

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
実施件数	86	76	86	86	86	96

●見込み

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施件数	106	116	126



●施策の方針及び具体的な方策

本市に令和5年4月に設置された子ども家庭支援センターやその他関係機関との連携を強化し、障がいの早期発見・早期療育のための支援を行います。

(13) 自動車運転免許取得・改造助成事業

●現状と課題

自動車改造助成事業については、就労等のために車の改造が必要な身体障がい者のみを対象としていますが、自動車運転免許取得助成事業については、手帳を所持しており、自立更生が見込まれる者となっており、障がい種別の制限はありません。

令和3年度は見込みどおりの実績でしたが、新型コロナウイルスの影響下から回復傾向にあり、令和4年度は見込みの3倍となっており、令和5年度も見込みの2倍となっています。「福祉施設から地域社会への移行」という観点から障がい者の日常生活の利便と生活圏拡大を図るため、この制度を引き続き実施していく必要があります。

●実績

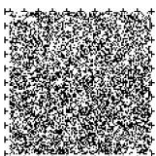
項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
実利用人数	3	3	3	9	3	6

●見込み

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用人数	6	6	6

●施策の方針及び具体的な方策

障がい者の日常生活の利便向上と生活圏拡大を図るため、この制度を引き続き維持し、周知を行っていく必要があります。



(14) 更生訓練費支給事業

●現状と課題

対象者は自立訓練や就労移行支援を利用する低所得の人となっており、対象者への周知が課題と考えられます。

●実績

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
実利用人数	1	2	1	1	1	2

●見込み

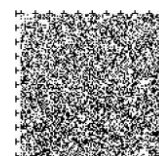
項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用人数	2	2	2

●施策の方針及び具体的な方策

地域生活支援を図るためにも周知徹底し、引き続き事業を実施していきます。

3. 障がい児支援

名称	内容
児童発達支援	療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童に対し、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
放課後等デイサービス	小学校～高等学校に就学している児童に対し、放課後や長期休暇中、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、自立促進の支援を行います。
保育所等訪問支援	現在利用している、または利用する予定の保育所、幼稚園、小学校その他集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、支援を行います。
障害児相談支援	障がい児通所支援等を利用する児童の相談や利用計画作成、見直しを行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けて支援を行います。



●現状と課題

【支援の提供体制】

関係団体ヒアリング調査では、「特に専門職が人材不足で、受け入れ人数を増やせない現状があり、止むを得ず利用待機となっている希望者がいる」「市内には成人期が過ごすための資源がないため、他市町村の資源を利用しているが、住み慣れた地域で見て欲しい」との意見がありました。

これらの「地域の受け皿が少ない」との声は以前から出ており、平成28年4月施行の障害者差別解消法に基づいた、保育所・学童保育や幼稚園、普通学校での障がい児の受け入れの更なる体制、対応方法の検討が必要です。

また、成人期を迎えた障がい者の受け入れ体制についても、今後検討していく必要があります。

【保育・療育・教育の連携が必要】

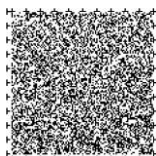
保育・療育・教育と、ライフステージの節目ごとに支援が途切れがちであり、ライフステージに合わせた切れ目のない支援を行える体制づくりが課題となります。関係団体ヒアリングでも「各移行期における計画相談員と学校等との情報提供や共有が不足している」との意見がありました。今後、支援会議等において、学校と相談支援専門員、各通所事業所等が参加し、連携を深めていくことが必要です。また、平成29年から実施している「巡回支援専門員整備事業」を継続し、保育、教育等との連携を充実させることも重要となってきます。

自立支援協議会において、平成24年から「学校教育連絡会」を設け、障がい福祉と教育機関の連携を図っていますが、引き続き連携を深めながら、相互の制度理解を通じた障がい児の円滑な地域生活の検討・協議の場としていく必要があります。

【家族への支援やフォローも必要】

保護者への介護（介助）負担の軽減として、日中一時支援事業を行っており、短期入所、放課後等デイサービス等の支援も、負担軽減の一翼を担っています。しかし、利用者の状態（年齢、障がい種別、障がいの状況等）によっては受け入れを断られるケースもあり、支援が充分とは言い難い状況です。実際に関係団体ヒアリングにおいても「放課後等デイサービスにおいて、重度障害だと断られた」との意見もでています。

障がい児の親への支援やフォローとしては、相談支援がその一翼を担っていると考えられますが、障がい児に関することの相談となるため、保護者への直接的な支援とは言い難い状況です。



【障がい児が日中過ごす場所がない】

放課後等デイサービスについては利用量が増加している状況が続いていることから、今後も必要量の確保が重要であるとともに、地域の社会資源の対応力の向上に努め、地域での受け入れ・居場所の確保につなげます。そのことを踏まえ、障がい児支援の必要量は随時、自立支援協議会と協議しながら精査に努めます。

●実績

項目	市内事業所数	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			見込	実績	見込	実績	見込	実績見込み
児童発達支援	16	日	484	705	537	862	596	1,032
		人	67	71	78	92	90	105
放課後等デイサービス	19	日	2,041	2,367	2,653	2,671	3,449	3,042
		人	181	190	224	212	278	233
保育所等訪問支援	4	日	6	10	7	21	7	33
		人	6	7	6	15	6	21
医療型児童発達支援	0	日	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	0	日	0	2	0	2	0	2
		人	0	1	0	1	0	1
障害児相談支援	10	人	336	344	408	387	516	430

※月当たりの平均値（障害児相談支援は年当たりの実利用人数）



●見込み

項目	市内 事業所数	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	17	日	1,163	1,363	1,563
		人	115	130	148
放課後等デイ サービス	20	日	3,288	3,633	4,038
		人	263	293	323
保育所等 訪問支援	4	日	42	50	60
		人	28	33	40
居宅訪問型 児童発達支援	1	日	2	2	2
		人	1	1	1
障害児相談支援	12	人	470	500	535

※月当たりの平均値（障害児相談支援は年当たりの実利用人数）

●施策の方針及び具体的な方策

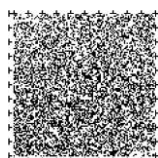
乳幼児健診（健康課）、保育所（保育所・幼稚園課）及び学童保育所（子育て支援課）、教育機関（学校教育課）と連携し、障がい児の早期発見に努めます。

また、早期療育につなげるための支援体制を確立し、障がいがある子とその家庭への支援の充実に努めるとともに、自立支援協議会等と連携し、学校教育連絡会等を通じて相談支援を軸とした支援の提供を周知していきます。

令和5年4月に設置された子ども家庭支援センターとも連携し、福祉分野と子育て分野が協力して、児童の成長を支援していくことができるよう取り組みを進めていきます。

【児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実】

児童発達支援センターを中核に、身近な地域においてニーズに応じた必要な発達支援が受けられるように体制整備を行います。市が位置づけを行いながら、児童発達支援センターや各事業所の特色を活かした面的整備を進めるとともに、地域の障がい児支援体制の充実に努めます。



4. 地域での福祉活動の推進

●現状と課題

障がい者・児が地域社会の中で生活を送るためには、行政の支援だけでなく、地域の理解と配慮が必要です。小郡市では、既に多くのボランティア団体が組織・活動され、障がい者・児の支援を行っており、小郡市社会福祉協議会でもボランティア情報センターにおいて、ボランティア養成講座を行っています。

当事者向けアンケートでは「多くの方に助けられ、楽しく日常を過ごせている」という意見がある一方で、関係団体ヒアリングにおいては「会員の減少や高齢化」「活動の資金繰り」に苦慮しているとの意見が多く、ボランティア活動を継続していくために、さらなる支援や理解が必要です。

●施策の方針及び具体的な方策

ボランティア活動を推進していくために、住民が参加しやすい環境づくりや情報提供を行います。小郡市社会福祉協議会と連携し、ボランティア情報センターにおいて、ボランティア情報の収集・発信や養成講座の開催、また、ボランティアの担い手同士の交流や、情報交換を行います。ノーマライゼーションの理念の実現のためにも、行政内部だけではなく、地域に対しても啓発活動等の働きかけを行い、障がい者・児に対する理解の促進を図ります。

5. 障がい者・児への差別解消の推進

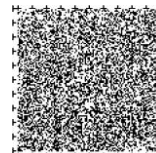
●現状と課題

国は、「障害者権利条約」の批准に向けて、平成25年6月に「障害者差別解消法」を公布し、平成26年1月に「障害者の権利条約」を批准しました。「障害者差別解消法」は平成28年4月より施行されており、障がい者・児が壁を感じないように「合理的配慮」をすることが行政の義務となっています。

また、令和6年4月からは民間業者も合理的配慮を行うことが義務付けられ、今後、民間業者や市民に対して広く啓発していくことが課題となります。

市では対応要領を策定し、「聞こえのサポーター研修」や「ミニ手話動画」などを実施し、職員の対応能力向上につなげました。

その他にも行政職員や広く市民を対象として障がい者差別に関する人権研修を実施し、様々な障がいに対する理解を深めています。



●施策の方針及び具体的な方策

障がいに対する理解不足や偏見といった心理的な障壁等の社会に存在する心のバリアを取り除き、「人にやさしい社会づくり」を推進するため、以下の取り組みを進めます。

【地域住民への啓発】

- 障がい者・児の権利や個人としての尊厳について、市民一人ひとりが自身の行動や認識について見つめなおせるように周知・啓発活動に努めます。
また、防災訓練など身近な地域活動での交流を図り、相互理解を促進します。

【行政職員への意識づけ】

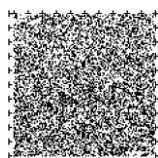
- 障がい者・児に関する施策や事業を担当する職員だけではなく、すべての職員に対し、障がい者・児への差別解消や合理的配慮について、研修等の方法により啓発を進めていきます。
- 県等への研修に積極的に参加し、理解を深めることで、更なる事業推進を図ります。

【民間業者等への意識づけ】

- 令和6年4月からは民間業者も合理的配慮を行うことが義務付けられるので、障がい者・児への差別解消や合理的配慮について周知・啓発を進めます。

【交流の場づくり】

- 小郡市自立支援協議会等を活用し、障がい者・児に関する理解につながる交流を図ります。
- 市の広報紙やホームページを活用し、障がい者・児と交流できるイベント等を掲載し交流の機会の周知を行います。



6. 障がい者・児への虐待防止の推進

●現状と課題

平成 24 年 10 月に、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がい者・児の権利利益の擁護に資することを目的とする「障害者虐待防止法」(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)が施行されました。本市においても、虐待通報マニュアル等を作成し虐待の深刻化を防げるように努めています。また、虐待通報専用電話や虐待通報の窓口の周知にも努めています。

さらに、小郡市自立支援協議会等において、虐待に関する研修や事例検討会を行っています。しかし、障がい者・児への虐待は起こらないことが最も望ましく、未然に防止することが重要です。そのため、より効果的な普及啓発、見守り体制の構築、障がい者・児に対する理解促進等およびその方法が今後の課題です。

●施策の方針及び具体的な方策

発見された方が迷わず相談や通報ができるよう、通報窓口の周知と機能の充実を図ります。また、市職員及び施設従事者の研修・啓発活動の充実を図り、虐待を許さない地域づくりを目指します。

福祉課に配置している「障がい福祉相談員(社会福祉士)」と基幹相談支援センターが連携し、迅速な虐待対応に取り組みます。

●具体的な取り組み

【体制整備】

- 虐待通報等に対し確実に対応できるよう、マニュアル等による対応の徹底を図ります。
- 虐待通報専用電話の周知の推進を図ります。

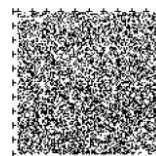
虐待通報ダイヤル：0942-72-2125

【研修】

- 小郡市自立支援協議会等における虐待に関する研修を引き続き実施します。

【見守り体制の構築】

- 既存の見守り活動を障がい者・児も含めた見守り活動へと広げ、見守り体制の構築を図ります。
- 地域における見守りの目を増やし、虐待の未然防止を図ります。



7. 防災対策の促進

●現状と課題

当事者向けアンケートや関係団体ヒアリングでは、災害時の心配として「災害時や緊急時に、特性を理解した上での適切な受け入れ先は本当にあるのか」「たくさんの人たちがいるところでの避難は難しいと感じる。」などの意見がありました。また、医療的ケアが必要な方には電源の確保の関心も高くなっています。

令和元年度に災害時における安否確認などの必要な支援のために「避難行動要支援者名簿」を作成・配布しています。また、令和2年度には「障がい者対応避難所運営マニュアル」も作成しています。障害のある方への適切な対応につなげるためにも、定期的な支援者名簿の更新とマニュアルの見直しを行う必要があります。障がいの種類も必要な支援も一人一人違うことから、災害時に支援が必要な障がい者・児のニーズに沿った対応や、福祉避難所の適切な運用が求められます。

●施策の方針及び具体的な方策

障がいの有無にかかわらず、すべての人が住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるよう、日頃から災害発生時の円滑な避難行動に備える活動を進め、地域ぐるみで障がい児・者を支援するネットワークづくりを推進します。

また、「避難行動要支援者名簿」の定期的な更新や「障がい者対応避難所運営マニュアル」の見直しを行います。

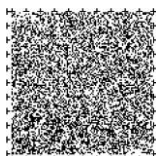
避難所での生活の不安を取り除き、安心して避難所へ避難できるように下記事項に取り組みます。

【災害情報を正確に提供するために】

- 防災行政無線やメール配信等、障がいの特性に応じて、災害情報等の伝達手段の整備・確保を進めるとともに、災害発生情報や避難情報を迅速かつ的確に提供します。

【迅速に安全な場所に避難するために】

- 日頃から声をかけあえる近隣の関係づくりを推進します。
- 災害発生時、避難行動要支援者の情報について、該当者の個人情報保護に配慮しながら、避難支援等に必要な限度で提供し、地域全体で対応・共有できる体制づくりを進めます。
- 災害発生時、避難行動要支援者名簿の作成や情報提供・共有についての理解と協力を求めます。



○地域の防災訓練や講習会に、障がい者・児が積極的な参加をすすめ、地域の取り組みを通じた相互理解の支援を図ります。

【避難所での不安の解消のために】

- 避難所での支援に対し、災害救援ボランティアを積極的に受け入れ、連携しながら、多様な支援ニーズに対応していきます。
- 避難場所になっている施設においては、障がい者・児との意思伝達が図れるようなコミュニケーション支援について検討します。
- 避難所で安全に不安なく過ごすことができるように、できる限り物資の確保に努めます。
- 医療的ケア児等に対する支援に努めます。
- 災害発生時に指定避難所での生活が困難な障がい者・児等の受け入れ先となる福祉避難所として、医療機関・民間福祉施設の活用協議を行っていきます。小郡市地域防災計画をもとに障がい者に配慮した支援が行えるよう市内の関係機関に協力を依頼し、災害時における協定を締結していきます。

《災害に関する協定書締結状況》

災害時における災害応援活動に関する協定書締結	小郡市社会福祉協議会、小郡手話の会 サポネットおごおり 一般社団法人小郡三井医師会
災害ボランティアセンターの設置における協定書締結	小郡市社会福祉協議会
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書締結	本間病院、蒲池病院、三沢長生園 小郡池月苑、ケアハウス小郡 弥生園、弥生の里

